

全国統一要求（抜粋）	ダンプ 建交労全国ダンプ部会	発行所 全日本建設交運一般労働組合 東京都新宿区百人町 4-7-2 電話 03(3360)8021 毎月25日発行 1部 50円
------------	--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

第36次ゼネコン本社要請 建設産別対策委員会が実施



12条団体の使用促進措置の遵守と各現場への徹底を求めました（3月2日東京・鹿島建設）



10年連続で引き上げられた労務単価の支払い確保を求めました。（3月3日東京・熊谷組）

「12条団体等の使用促進措置」については、「12条団体の使用促進措置については認識して対応している」（前田建設工）、「使用促進措置については理解している。支店・現場所長の判断で実施している（熊谷組）と、要請の主旨を真摯に受け止めて実施している企業もあります。

全国ダンプ部会からは、資料にもとづいて、①ダンプ規制法制定及び第12条団体（交通安全推進団体）の目的にについての説明、②昭和45年交通対策本部決定で「公共工事や大型民間工事でのダンプ規制法12条団体の優先使用措置及びダンプカー協会の設置」の明記について、③昭和52年

国会質問で、「12条団体使用促進措置」の具体化が言及され、翌年に各発注当局が「現場説明書・仕様書（設計図書）」に記載し、各受注者へ徹底していると説明しました。

「直工費分の単価支払い」については、「直接ダンプと契約をしていない。協力会社と合理的な契約で合意している」

緊急カンパ

ロシアは侵略やめろ ウクライナへ支援を

との回答が大半でした。
部会からは、「積算基準の改定で元請の利益率が上がったこと（一般管理費率の上昇）、「低入札基準の引き上げ」が実施され、適正な利益がもうけに行き渡る状況にあること。なお且つ「設計労務単価は10年連続で引き上げ」が実施さ

れており、直接工事費分の支払いについては原資が確保され、与党の品確議連や首相も単価引き上げを呼びかけていると指摘し、ダンプ単価の改善を再要請しました。

各社回答

12条団体使用措置の徹底 直工費分の単価を支払え

全国ダンプ

本ユニセフ協会
○〇一九〇一五一三一〇〇〇
口座名義 振替口座
ゆうちょ銀行（募金口座）
ウクライナ緊急募金



を開始しましたが、世界各国からの批判と停戦を求める声に背を向け続け、大人から子供まで一般市民が犠牲となつております。ロシア軍による無差別攻撃は絶対に許されません。またロシア国内でも、軍事侵略した経済制裁が実施され、日本政府も賛同しています。またローラン大統領は国民への大弾圧をおこなっています。反対の運動が広がっていますが、ブッシュ大統領は国民へ論の輪を大きく広げ、国内外に避難しているウクライナ国民への生活支援等です。建交労でも各組織や個人がカンパン活動に協力しています。ダンプの仲間も取り組みましょう。

